

議会の議員の議員報酬の額並びに 知事及び副知事の給料の額について

徳島県特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき、本審議会において、議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額について審議いただいたところ、11月17日に、次のとおり答申がありました。

1 報酬及び給料の額（月額）

知 事	1, 300, 000円
副 知 事	990, 000円
議 長	950, 000円
副 議 長	860, 000円
議 員	810, 000円

2 附帯意見

（1）審議会のあり方について

諸情勢の変化を踏まえた議論を行うことができるよう、本審議会を定期的に開催するべきである。

（2）減額措置について

長期にわたり継続してきた報酬等の独自の減額措置は終了し、審議会の答申を得て定めた本来の報酬等の額を受け取るべきである。